

肖像附錄投票の結果

兼て廣告の通り本社は日本富世の人物中肖像附錄と爲す可きもの投票を求めたるに其期限即ち一昨十五日迄に集まつたる投票の總數は千二百三十九票にして其結果は左の如し

| | |
|--------|------|
| 九百二十七點 | 福澤諭吉 |
| 百二十九點 | 三浦梧樓 |
| 四十二點 | 伊藤博文 |
| 十八點 | 勝瀬榮一 |
| 十五點 | 大隈重信 |
| 十二點 | 榎本武揚 |

(十點以下は略す)

右の如くにて福澤諭吉氏最高點を得たるに付き其肖像は來月初旬發行の時事新報附錄として讀者に配布する所

し

時事新報定價

| | | | | |
|------------------|-----|-----|------|------|
| 時事新報廿四字四千字 | 一日限 | 六日迄 | 一日以上 | 七日以上 |
| 一 行 二 付 | 十二錢 | 十一錢 | 十錢五厘 | |

時事新報へ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價

鐵道料廣告料へ左ノ如シ一枚ニ額一箇月前金五十錢○三箇月前金一百五十錢○六箇月前金三

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送達スルモノニ限り有定價ノ外ニ

時事新報廣告料前金

時事新報へ報道に付

近來東京府下を始め各府縣に通信社なるもの起りて是月曜日并に大祭祝日翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報社へ報道に付

近來東京府下を始め各府縣に通信社なるもの起りて是月曜日并に大祭祝日翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報社へ報道に付

近來東京府下を始め各府縣に通信社なるもの起りて是月曜日并に大祭祝日翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報社へ報道に付

近來東京府下を始め各府縣に通信社なるもの起りて是月曜日并に大祭祝日翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

此の如きは實際に行ふ可らざる妄論にして剩餘金の處

分に關する最下策と解做して可あらん然るに以上人々

の言人所は一己の私見としておの／＼其重んとする所を

主張したものゝ如くあれども各政黨の之に對する定

説如何は我輩の未だ聞かざる所にして世評によれば成

るべく之を人氣に叶ふ用途に差向けては決して輕からず其あれを

處分するに最も有益ある用途を撰むは亦勿論のふとな

るべし

するの趣向を凝じ居るよし遂に何れに決定すべきやは

素より知る可らずと雖も鷹向の標準は既に黨勢擴張に

ありとすれば其結果は必ずしも國利と符合すべきにあ

らず否寧ろ意外の邊に歸着す可しと豫想するも不可あ

きが如し蓋し六百餘萬圓の資金みれを小と云へば小

れども我國の身代に取りては決して輕からず其あれを

處分するに最も有益ある用途を撰むは亦勿論のふとな

るべし

顧ふに之を帝國大學獨立の基金に供すべしとの論は取

るに足らず其他美術獎勵監獄建築の如き論者は自か

ら說するべしと雖も亦固より偏見の嫌を免れ難し國防

と云ひ水產と云ひ將た治水山林等に至ては敢て等閑に

付する能はざとも我輩の鄙見にて更に之れより

急且つ利ありと思はるるもの凡そ二あり即ち其一は兼

ら說するべしと雖も亦固より偏見の嫌を免れ難し國防

淺深をトするに足るものあるべし今や世論の漸く醜化するに際し一言ふとに及ぶみと爾り

官報

大藏省令第十六號

明治廿四年六月十六日大藏大臣伯爵松方正義

政府ノ債務ニ對シ差押命令ヲ受タルトキ仕拂手續左ノ通定ム

第一條 明治二十四年勅令第五十五號第二條及第三條ニ依リ仕拂手續令ハ

ハ仕拂請求書ニ差押債權者ノ氏名ヲ朱書シテ仕拂手續令又ハ仕拂請求書ニ於アヘシ

ハ仕拂請求書中何回差押債權者トキ引フ現金前渡ノ受タルトキ仕拂手續令又ハ仕拂請求書ニ於アヘシ

求書又ハ利札トモヲ徵シ其差押金額ヲ仕拂手續令又ハ仕拂請求書ニ於アヘシ

トキハ差押債權者ヨリ適宜ノ領收書(公證元利ノ場合ニ於アヘシ)又ハ公證元利ノ領收書又ハ利札トモヲ徵シ其差押金額ヲ仕拂手續令又ハ仕拂請求書ニ於アヘシ

第三條 仕拂手續令又ハ仕拂請求書ニ於アヘシ

合ツタタルトキハ其發行ノ旨ヲ當行其旨ヲ當執執行判所ニ

通知スヘシ

前項ノ場合ニ於テ民事訴訟法第六百二十條ノ通知ヲ受タルトキハ其裏面ノ金額又ハ内訳書ノ差押債權者ノ仕拂手續令又ハ仕拂請求書ニ於アヘシ

者ヨリ民事訴訟法第六百二十條ノ通知ヲ受タルトキハ其裏面ノ金額又ハ内訳書ノ差押債權者ノ仕拂手續令又ハ仕拂請求書ニ於アヘシ

收書又ハ利札トモヲ徵シ其差押金額ヲ仕拂手續令又ハ仕拂請求書ニ於アヘシ

前項ノ場合ニ於テ民事訴訟法第六百二十條ノ通知ヲ受タルトキハ其裏面ノ金額又ハ内訳書ノ差押債權者ノ仕拂手續令又ハ仕拂請求書ニ於アヘシ

記入スヘシ但集合作拂手續令又ハ集合作拂請求書ニ於アヘシ

主ノ金額ニ於テ民事訴訟法第六百二十條ノ通知ヲ受タルトキハ其裏面ノ金額又ハ内訳書ノ差押債權者ノ仕拂手續令又ハ仕拂請求書ニ於アヘシ

第八條 明治二十四年勅令第五十五號第六條ニ依リ差押債權者ノ仕拂手續令又ハ仕拂請求書ニ於アヘシ

前項ノ場合ニ於テ民事訴訟法第六百二十條ノ通知ヲ受タルトキハ其裏面ノ金額又ハ内訳書ノ差押債權者ノ仕拂手續令又ハ仕拂請求書ニ於アヘシ

第九條 仕拂手續令又ハ仕拂請求書ニ於アヘシ

記入スヘシ但集合作拂手續令又ハ集合作拂請求書ニ於アヘシ

第七條 前條ノ證據ヲ持て仕拂手續令又ハ仕拂請求書ニ於アヘシ

命令又ハ仕拂手續令又ハ仕拂請求書ニ於アヘシ

スヘシ

如ク領收ノ旨ヲ記入セシタル上之ト引換ニ仕拂ナスヘシ

若者ニ仕拂フ又ハ仕拂未済ナトキハ其既既付付スヘシ

ア會計主務官ハ第式第二號ノ供託書ニ記入セントスルトキハ

記入スヘシ但集合作拂手續令又ハ供託書ニ於アヘシ

付スヘシ但集合作拂手續令又ハ供託書ニ於アヘシ

付スヘシ但集合作拂手續令又ハ供託書ニ於アヘシ